

高知県自転車ヘルメット着用推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県自転車ヘルメット着用推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、県内の自転車通学（部活動での利用など学校長が認めたものを含む。）を行う児童生徒等（18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者）の登下校時等におけるヘルメット着用を推進することを目的に、市町村及び学校組合（以下「補助事業者」という。）が行う自転車ヘルメット購入費の助成事業及び補助事業者がヘルメットを購入し児童生徒に配付する事業に要する経費並びに高知県教育長（以下「教育長」という。）が必要と認める経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助率は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する申請書及び関係書類は、別記第1号様式によるものとし、教育長が別に定める期日までに提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 教育長は、前条の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金を補助事業の目的以外の用途に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続きの取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業の内容を変更（中止又は廃止を含む。）する場合は、事前に別記第2号様式による事業変更・中止・廃止承認申請書を提出し、教育長の承認を受けること。ただし、補助金額の20パーセント以内の減額変更については、この限りではない。
- (4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保存しなければならないこと。
- (5) 補助事業の実施に当たっては、別表2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに別記第3号様式による事業実績報告書を提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 教育長は、前条により事業実績の報告を受けた場合は、速やかに当該補助事業を検査し、補助金の額を確定した後に交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第9条 教育長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業の目的を達し得なかったとき。
- (3) 第6条の規定に違反したとき又は第7条の報告を行わないことにより補助事業の確認ができないとき。

(遂行状況の報告等)

第10条 教育長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(情報公開)

第11条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、教育長が別に定める。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第4号、第9条及び第11条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和2年2月21日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は同年3月23日から適用する。
- 2 この要綱は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第4号、第9条及び第11条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

別表1（第3条関係）

区分	内容
補助対象経費	次に掲げるいずれかに該当する経費とする。 ① 補助事業者が実施する自転車通学を行う児童生徒（翌年度入学し、自転車通学を行う予定の児童生徒を含む。以下同じ。）の自転車用ヘルメット（当該年度の4月1日から3月31日までの期間において購入されたもの。以下同じ。）の購入費用への補助に係る経費 ② 自転車用ヘルメットを補助事業者が購入し、自転車通学を行う児童生徒に配付する場合の購入費用 ③ P T Aが実施する自転車通学を行う児童生徒の自転車用ヘルメットの購入費用への補助に係る経費（補助事業者が当該P T Aに補助する場合に限る。） ④ 自転車用ヘルメットをP T Aが購入し、自転車通学を行う児童生徒に配付する場合の購入費用（補助事業者が当該P T Aに補助する場合に限る。）
補助率	定額（自転車ヘルメット1個当たり1,000円とする。ただし、補助事業者又はP T Aが財政負担を要するものとする。）

別表2（第6条関係）

<p>(1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。</p> <p>(2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。</p> <p>(3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。</p> <p>(4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。</p> <p>(5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。</p> <p>(6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。</p> <p>(7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。</p> <p>(8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。</p> <p>(9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。</p> <p>(10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p>
